

北九州市政策連携団体変革評価会議開催要綱

（目的）

第1条 政策連携団体の役割や持続可能性及び団体変革の評価等について、広く有識者から意見を聴取するため、北九州市政策連携団体変革評価会議（以下「会議」という。）を開催する。

（構成員の役割）

第2条 会議の構成員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- （1） 政策連携団体の役割に関すること。
- （2） 政策連携団体の持続可能性や団体への投資に関すること。
- （3） 団体変革の客観的評価に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、座長が必要と認めたこと。

（構成員）

第3条 構成員は学識者、公認会計士等の専門知識を有するもののうちから市長が選任する。
2 ただし、市長が必要と認めるときは、上記以外の者を選任することができる。

（構成員の任期）

第4条 構成員の任期は3年とし、再任は妨げない。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長）

第5条 会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 4 座長は、所掌事務の対象となる内容により、専門的な見地からの意見聴取が特に必要であると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（招集）

第6条 会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、会議の決定により公開しないことができる。

- （1）法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する意見を聴取する場合
- （3）円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- （4）その他非公開とすることに相当する理由がある場合

（会議録等の作成）

第8条 公開の会議については、その会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

- （1）会議名
- （2）開催日時
- （3）開催場所
- （4）出席者氏名
- （5）会議概要
- （6）会議経過（発言内容）
- （7）その他必要な事項
- （8）問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第4号の出席者氏名については、出席者の人数、前項第6号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

（会議録等の公開）

第9条 前条において作成の会議録等については、北九州市ホームページへ掲載するものとする。

（守秘義務）

第10条 構成員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

（事務局）

第11条 会議の事務局を財政・変革局市政変革推進室に置き、会議の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
(北九州市外郭団体評価会議の廃止)
- 2 北九州市外郭団体評価会議開催要綱（平成26年2月24日施行）は廃止する。
- 3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。